

学習障害

(1) 学習障害 (LD) の基礎知識

① 学習障害 (Learning Disabilities) の定義

「学習障害児に対する指導について (報告)」 (学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議、1999) では、学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものとされています。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害等の障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではないと定義されています。

② 学習障害 (LD) の判断基準

ア 知的能力の評価

- 全般的な知的発達に遅れはないが、認知能力にアンバランスがある。

個別式知能検査の結果が知的障害との境界付近の値を示し、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論することのいずれかの学習の基礎的能力に著しい困難を示す場合は、その知的発達の遅れの程度や社会的適応性を考慮し、知的障害としての教育的対応が適切か、学習障害としての教育的対応が適切か判断します。

必要に応じて、複数の心理検査を実施し、対象児童生徒の認知能力にアンバランスがあることを確認し、その特徴を把握します。

イ 国語等の基礎的能力の評価

- 国語等の基礎的能力に著しいアンバランスがある。

国語等の基礎的能力に著しいアンバランスがあることを確認し、その特徴を把握します。ただし、小学校高学年以降については、基礎的能力の遅れが全般的な遅れにつながることもあるため、注意が必要です。標準的な学力検査を実施している場合は、学力偏差値と知能検査の偏差値の差が一定の標準偏差以上であることを確認します。

ウ 医学的な評価

- 判断に当たっては、必要に応じて医学的な評価を受ける。

主治医の診断書や意見書がある場合は、学習障害を発生させる可能性のある疾患や状態

像が認められるかどうかを検討します。また、既往歴、生育歴等から中枢神経系の機能障害を疑う所見が見られた場合は、必要に応じて専門の医師や医療機関に医学的評価を依頼します。

エ 他の障害や環境的要因が直接的原因でないことの判断

資料などから、他の障害や環境的要因が学習困難の直接の原因ではないことを確認します。

また、ADHD（注意欠陥／多動性障害）や広汎性発達障害、発達性言語障害、発達性協調運動障害と学習障害は重複して出現することがあるため慎重に判断する必要があります。知的障害と学習障害は基本的には重複しませんが、過去に知的障害と疑われたことがあることのみで学習障害を否定しないで、「知的能力の評価」により判断します。